

# 山梨県公報

号外第五十七号

平成十六年

十二月十五日

水曜日

## 目次

### 選挙管理委員会

政治団体の名称等の届出……………一

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二

県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二

県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十六年十二月十五日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
中山賢一後援会(真声会)	浅川健圃	茅野貫一郎	北巨摩郡小淵沢町上笹尾二二四六	平成十六年十一月二十九日	平成十六年十二月一日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	西室覚後援会党進会	渡辺 泰			平成十六年十月四日	平成十六年十一月二十四日
旧		小林 滋				

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
森澤菊男後援会	浅川 敏	清水秀敏	北杜市長坂町長坂上条二五七五	平成十六年十一月十三日	平成十六年十二月二日
山梨県大島よしひさ後援会	三塚 憲二	戸澤 信人	甲府市大手一 四一	平成十六年十一月三十日	平成十六年十二月十日
笹井ひろふみ山梨県後援会	三塚 憲二	戸澤 信人	甲府市大手一 四一	平成十六年十一月三十日	平成十六年十二月十日

山梨県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十六年十二月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一四、一三八

山梨県選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十六年十二月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一八四、四七六

山梨県選挙管理委員会告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、その総数が四十万を

超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十六年十二月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名	三分の一の数
東山梨郡	六、九三七
東八代郡	一九、六三二
西八代郡	七、一四八
南巨摩郡	一、四九九
中巨摩郡	四五、一九三
北巨摩郡	一七、一八七
南都留郡	一一、九八〇
北都留郡	七、六七五
甲府市	五一、三七六
富士吉田市	一四、二〇四
塩山市	七、〇九九
都留市・西桂町	一〇、〇六四
山梨市	八、五三七
大月市	八、六〇七
韮崎市	八、四八五